

介護保険住宅改修費の支給について

(危険防止や移動の円滑化のために自宅を改修した場合は、その費用の一部を支給します。)

要介護者の方が自宅で自立した家庭生活を継続する上で、段差の解消や手すりの取付けは、危険防止や移動の円滑化のための役立つとともに介護をしている方の負担の軽減につながります。

介護保険では、このような改修をされた方に、住宅改修費として最高18万円を支給します。

なお、支給にあたっては、工事を始める前に事前の申請が必要となります。

※平成27年8月1日より領収書記載日時点における負担割合を適用することになります。

(申請日は関係しませんので、ご注意ください)

1 住宅改修費の支給対象となる工事の種類

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

2 ご利用できる方

介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた方で過去に住宅改修費の支給を受けたことがない方です。ただし、次の方はご利用になれます。

- ① 前回住宅改修した家屋と、今回住宅改修した家屋が違う方
- ② 前回住宅改修した時点での要介護度から3段階以上上がった方
- ③ 前回実施した住宅改修費の支給対象となる工事費用が20万円未満であった方

3 支給される額

住宅改修費の支給対象となる工事に支払った費用(最高20万円)の9割(一定以上の所得のある方は8割又は7割)※1について支給されます。

- 例 10万円の工事の場合 → 9万円(8万円又は7万円)※1
20万円の工事の場合 → 18万円(16万円又は14万円)※1
30万円の工事の場合 → 18万円(16万円又は14万円)※1

併せて、他の工事をすることも可能ですが、住宅改修費は支給対象となる工事にしか支給しません。

4 受領委任払い制度

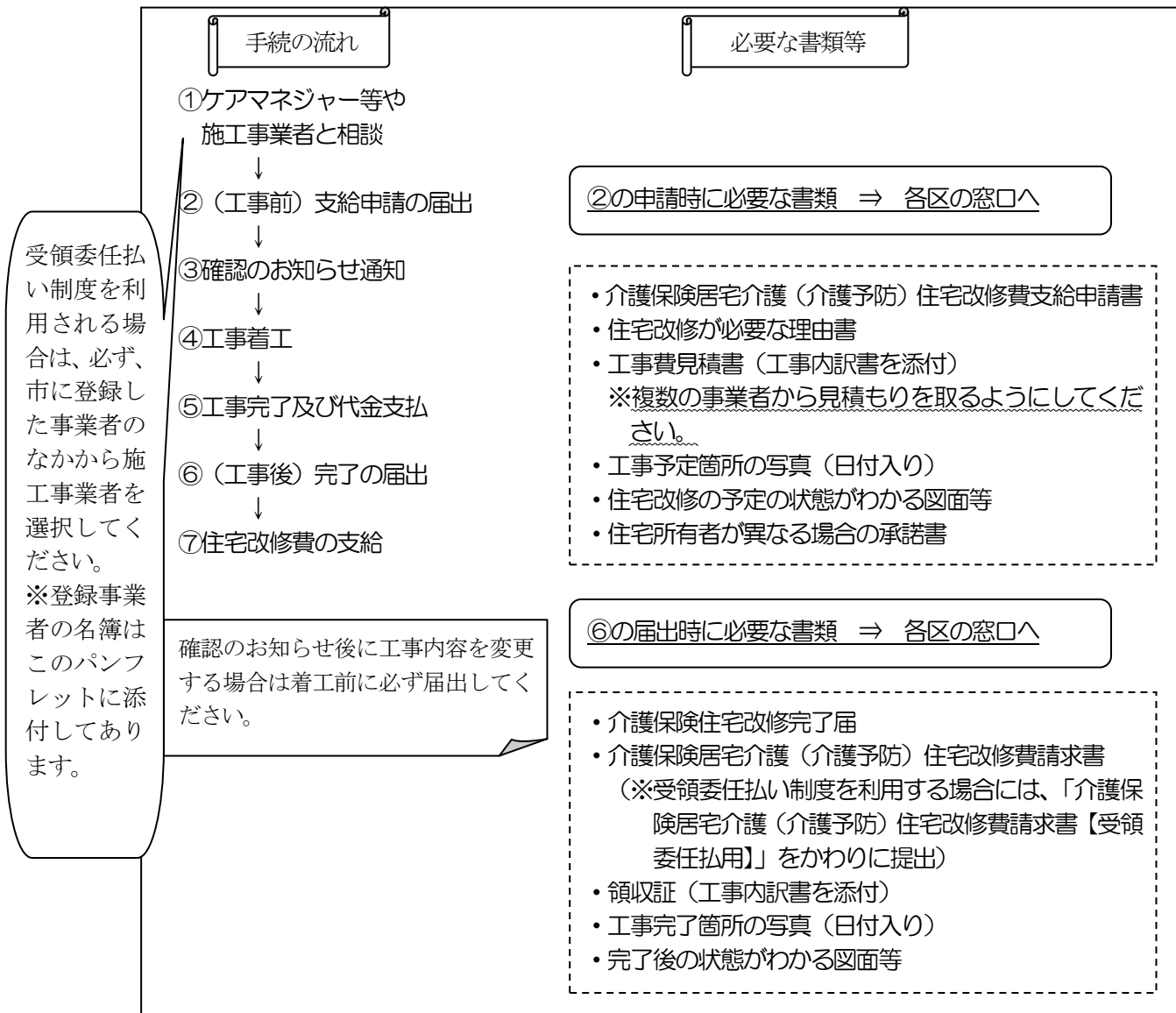
住宅改修費については、本人が工事費用の全額を施工業者に支払った後、対象となる工事(上限20万円)についてその9割(一定以上の所得のある方は8割又は7割)分を区に申請することで支給を受ける「償還払い」が原則となっていますが、平成19年10月1日以降に事前申請を行った住宅改修より、希望する方について利用者は1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)分だけを施工業者に支払い、9割(一定以上の所得のある方は8割又は7割)は区介護保険室から施工業者に支払う「受領委任払い」の利用も可能となりました。

受領委任払いを利用できる施工業者は、あらかじめ市に登録した施工業者の中から選択することとなります。(登録をしていない事業者は利用することができません)登録業者の名簿は、各区介護保険室窓口での配布と千葉市介護保険管理課ホームページでの公開を行っています。

※「償還払い」は、どの事業者でもご利用になれます。

※介護保険料未納による給付制限を受けている方につきましては、償還払いによる支給となります。

5 利用の基本的な流れ（事前申請制度について）



※1 ケアマネジャー、千葉市あんしんケアセンターの他に千葉市社会福祉事業団が実施する障害者等住宅改造相談事業の相談員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者が、住宅改修が必要な理由書を作成することができます。ただし、資格免許証の写しなど資格を証する書類を添付する必要があります。

※2 住宅改修が必要な理由書を作成する者が、居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成しているケアマネジャー等と異なる場合は、当該ケアマネジャーと十分に連絡調整しておく必要があります。

『参考』 千葉市住宅改修費支援サービスの助成

住宅改修費の助成は、介護保険の住宅改修費支給申請のほか、市で行っている住宅改修費支援サービスと併せて申請することができる場合があります。助成割合は所得に応じて異なります。

【連絡先】 各区の保健福祉センター 高齢障害支援課 介護保険室

中央区 ☎ 043-221-2198

花見川区 ☎ 043-275-6401

稲毛区 ☎ 043-284-6242

若葉区 ☎ 043-233-8265

緑区 ☎ 043-292-9491

美浜区 ☎ 043-270-4073